

南山大学友の会給付奨学金運用規程

(目的)

第1条 南山大学友の会会則第3条第1号による奨学金（外国人学生・留学生に対する給付奨学金を除く。）に関して、大学の運用はこの規程の定めるところによる。

② この規程は、経済的に困窮度が高く、修学困難な学部1年次生に対し、奨学金を給付して、その勉学支援に資することを目的とする。

(運用機関)

第2条 この規程の運用は、別に定める南山大学奨学生選考委員会（以下「選考委員会」という。）がこれに当たる。

(給付金額)

第3条 給付金額は、300,000円とする。

(採用人数)

第4条 採用人数は、毎年22名とする。

② 奨学生の採用人数は、前項の定めにかかわらず、前条および前項に基づき算出されることとなる給付総額を超えない限りにおいて、変更することができる。

(奨学生の資格)

第5条 奨学金は、次の各号の条件を備えた学生に給付する。

- 1 採用時において、本学の学部1年次生であること。
- 2 経済的困窮度が高く、修学困難であること。
- 3 学業成績が一定の基準を満たすこと。
- 4 品行方正であること。
- 5 所定の期限内に出願したこと。

(出願資格)

第6条 奨学金の出願資格は、次の各号のとおりとする。

- 1 出願時において、本学の学部1年次生であること。
- 2 出願年度において、年度を通じて休学をしようとする者でないこと。
- 3 収入金額が別に定める基準に該当する者であること。
- 4 出願年度において、懲戒処分を受けていないこと。

② 出願しようとする者は、奨学金願書に別に定める書類を添付して、提出しなければならない。

(出願時期)

第7条 奨学金の出願は、1年次春学期に行わなければならない。

(奨学生の選考)

第8条 奨学生の採用は、選考委員会において選考のうえ、学長がこれを決定する。

(他の奨学金等との併給)

第9条 この奨学金は、南山大学給付奨学金、南山大学創立50周年記念奨学金と併給することができない。

② 南山大学学生納入金減免規程に基づき、授業料または教育充実費もしくは施設設備費の減免を受けている者、およびその他の措置に基づき、授業料または教育充実費もしくは施設設備費の減免を受けている者は、この奨学金を受給することができない。

(休学による給付額の減額)

第10条 奨学生が、その採用年度において、当該年度のうち1クォーター休学するときは、奨学金の給付額を4分の3、同2クォーター休学するときは2分の1、同3クォーター休学するときは4分の1とする。

(採用取消し)

第11条 奨学生が懲戒処分を受けたときは、当該処分を受けた年度の採用を取り消す。

② 奨学生が、重大な虚偽の申請により、不正に給付を受けたと認められたときは、選考委員会の議を経て、採用を取り消すことができる。

(奨学金の返還)

第12条 前条の事由により、奨学生が、その資格を喪失したときは、当該年度の奨学金を返還しなければならない。

(奨学金関係事務の取扱場所)

第13条 選考委員会の事務は、学務部学生課においてこれを取り扱うものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行にともない南山大学友の会奨学金運用規程による奨学生の募集は平成12年4月1日から行わない。
- 3 南山大学友の会奨学金運用規程は平成11年度以前の奨学生が返還を完了した時点をもって廃止する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2011年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程の改正は、2013年7月17日から施行し、2013年度入学者から適用する。2012年度以前の入学者については、従前の規程による。
- 2 2013年度については、この規程における南山大学友の会第1種給付奨学生の採用人数は1名、南山大学友の会第2種給付奨学生の採用人数は1名とする。
- 3 2014年度については、この規程における南山大学友の会第1種給付奨学生の採用人数は1名、南山大学友の会第2種給付奨学生の採用人数は5名とする。
- 4 2015年度については、この規程における南山大学友の会第1種給付奨学生の採用人数は2名、南山大学友の会第2種給付奨学生の採用人数は6名とする。

附 則

この規程の改正は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2021年4月1日から施行する。